

上野事務所ニュース

29年2月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

<http://www.sr-ueno.com/> E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

第一種、第二種 衛生管理者学科 試験について

平成 29 年度の
各種免許試験（学
科）について、関
東安全衛生技術セ
ンター（市原市能

満 2089 番地）で日程が発表されました。

例えば、第一種衛生管理者と第二種衛生
管理者の日程は次の通りです。

【日程：第一種、第二種衛生管理者】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6	11	4	10	7	5	5	2	4	9	6	5
11	17	14	18	17	13	18	15	10	19	14	10
18	23	27	26	28	28	25	22	14	25	20	16
24								19			22

◆試験時間：13：30～16：30

他の学科の日程は、「関東安全衛生技術
センターホームページ」

<http://www.kanto.exam.or.jp/>でご覧
ください。

今年、生年月 日で影響を受 ける方

(1)昭和 52 年生まれ
(満 40 歳)

・介護保険第 2 号被保
険者に該当

⇒誕生日前日の属

する月より介護保険料が発生します。

発生した翌月に支払われる給与から健康
保険料に加えて、介護保険料も徴収します。

◆1 日生まれの方はご注意ください。

(例) 2/1 誕生日の前日は 1/31 です。

【誕生日前日の属する月】

1 月です。1 月より介護保険料が発生
します。

【保険料の徴収月】

2 月です。2 月支払分で徴収します。

(2)昭和 32 年生まれ(満 60 歳)

・60 歳到達時賃金月額登録

⇒5 年以上雇用保険に加入している場
合、登録を行います。60 歳到達時賃
金月額 75%未満の賃金で働く場合、
高年齢雇用継続基本給付金が支給さ
れます。

(3)昭和 32 年生まれの女子(満 60 歳)

・25 年(10 年に改正予定)の加入年
数を満たしている場合、老齢年金の請求
を行います。老齢厚生年金の基本月額と標
準報酬月額、標準賞与額を 12 で割った
額を合算した金額が 28 万円を超えると、
年金の 1/2 が停止されます。

(4)昭和 30 年(4/2 以降生まれ)の男子の 60
歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢
支給開始年齢は 62 歳となります。

(5)昭和 28 年 4 月 1 日以前生まれ

・雇用保険料が免除

⇒4 月分の給与から控除の必要はあり
ません。

(6)昭和 27 年生まれ(満 65 歳)

・介護保険第 1 号被保険者に該当

⇒介護保険料は直接市町村に納付(年金
から天引き)となります。誕生日の前
日の属する月より介護保険料がかか
らなくなります。

かからなくなった翌月に支払われる
給与から介護保険料を控除する必要
はありません。

◆1 日生まれの方はご注意ください。

(例) 2/1 誕生日の前日は 1/31 です。

【誕生日前日の属する月】

1 月です。1 月より介護保険料がかか
らなくなります。

【保険料を引かなくなる月】

2 月です。2 月支払分から保険料を控除

しません。

- ・在職老齢年金の支給制限緩和
→支給停止の基準となる額が28万円から47万円に緩和されます。
老齢基礎年金は満額受給です。
- (7)昭和22年生まれ(満70歳)
 - ・厚生年金被保険者資格喪失
→在職老齢年金の支給制限は引き続きです。
- (8)昭和17年生まれ(満75歳)
 - ・後期高齢者医療制度に移行します。

**労災保険の通勤
災害保護制度の
変更について**

平成29年1月から、通勤中の事故で怪我等をした場合の労災補償の対象が拡大されました。

【通勤災害とは】

通勤災害は、本人が会社に申請している通勤方法と別の方法で被災した場合であっても合理的な経路と方法であれば対象となります。しかし、通勤の途中で逸脱または中断があるとその後は原則として通勤とはされませんが、これには例外が設けられています。以下の表に掲げる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱または中断の間を除き、合理的な経路に復した後は例外として再び通勤と認められます。

【日常生活上必要な行為であって厚生労働省で定めるもの】

①	日用品の購入や、これに準ずる行為
②	職業訓練や学校教育、その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
③	選挙権の行使や、これに準ずる行為
④	病院や診療所において、診察または治療を受ける行為や、これに準ずる行為
⑤	要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母および兄弟姉妹の介護(継続的に、または反復して行われるものに限ります)

【今回の変更点】

- ⑤の同居・扶養要件が撤廃され、兄弟姉妹の介護のため、合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合も労災補償の対象になりました。

Q&Aなぜなにどうして?

Q; 来年から所得税の配偶者控除が見直されることを知りました。当社では所得税の扶養家族となっている配偶者がいる従業員に家族手当を支給しています。この点について、今からどのようなことを検討していけばよいでしょうか?

A 平成30年1月から配偶者控除が見直される見通しです。具体的には、配偶者の年収要件が現行の「103万円以下」から「150万円以下」に引き上げられ、さらに150万円を超えても「201万円以下」(配偶者特別控除)までは控除を受けられるというものです。もっと働く時間を増やす人も出てくるかもしれませんが、こんなことも検討しておく必要があります。

【見直されることによる影響】

収入要件が見直されることによって考えられることは、「所得税法上の扶養家族」となっていることが家族手当の支給要件になっている場合、平成30年1月より年収要件が103万円以下から150万円以下へと変更されますので、例えばこれまで年収が120万円で所得税法上の扶養家族となれなかったような方も扶養家族となって支給対象となる配偶者が増えることです。その結果、家族手当の支給総額が増加することが考えられます。

【検討する内容について】

見直し後は、配偶者が健康保険の扶養家族ではないけれど(自分自身で社会保険に加入している)所得税法上の扶養家族にはなるというケースも出てくるのが考えられます。これも踏まえ、支給の対象者を①健康保険上の扶養家族②所得税法上の扶養家族③所得税法上の扶養家族であって年収が103万円以下の場合、とすることを今から検討をするのがよいでしょう。